

広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 長泉町文化センターホームページにバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、長泉町広告掲載要綱、長泉町広告掲載基準及び長泉町ホームページ広告取扱要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現。
- (2) アラートマークを模した表現。
- (3) ラジオボタンを模した表現。
- (4) テキストボックスを模した表現。
- (5) プルダウンメニューを模した表現。
- (6) GIFアニメーションやFlashなど。

(長泉町文化センターホームページとの区別)

第3条 次の表現については、利用者が長泉町文化センターホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 長泉町文化センターホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 長泉町文化センターの実施する事業名に類似した表現。

(色調)

第4条 文字色と背景色の明度差（コントラスト）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附則

このガイドラインは、長泉町文化センターのホームページ広告取扱要項取扱の日から適用する。